

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年4月22日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (3)年金記録の訂正請求を却下としたもの | 0件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 0件 |

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500625号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600004号

第1 結論

請求者のA事業所における平成28年12月、平成29年7月、平成30年7月及び令和元年7月の賞与支払年月日並びに請求期間①から⑫までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

請求期間①から⑫までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑫までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月10日
② 平成27年12月10日
③ 平成28年7月8日
④ 平成28年12月
⑤ 平成29年7月
⑥ 平成29年12月8日
⑦ 平成30年7月
⑧ 平成30年12月10日
⑨ 令和元年7月
⑩ 令和元年12月10日
⑪ 令和2年7月10日
⑫ 令和2年12月10日

A事業所から支給された請求期間①から⑫までの賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から⑫までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑫までの各期間について、請求者から提出された預金通帳及び取引推移一覧表、A事業所の元同僚が所持する請求期間①及び②に係る賞与明細書並びに同事業所の会計業務を受託していた公認会計士事務所から提出された請求期間③から⑫までの期間に係る年間支給控除一覧表から判断すると、請求者は、同事業所から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑫までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間④、⑤、⑦及び⑨の各期間の賞与支払年月日については、請求者から提出さ

れた預金通帳等により確認できる各賞与の振込年月日から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑫までの各期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

別表

| 請求期間 | 賞与支払年月日 | 標準賞与額 |
|------|-------------------|--------------|
| ① | 平成 27 年 7 月 10 日 | 26 万 1,000 円 |
| ② | 平成 27 年 12 月 10 日 | 31 万円 |
| ③ | 平成 28 年 7 月 8 日 | 26 万 1,000 円 |
| ④ | 平成 28 年 12 月 9 日 | 31 万円 |
| ⑤ | 平成 29 年 7 月 10 日 | 26 万 1,000 円 |
| ⑥ | 平成 29 年 12 月 8 日 | 31 万円 |
| ⑦ | 平成 30 年 7 月 10 日 | 26 万 1,000 円 |
| ⑧ | 平成 30 年 12 月 10 日 | 31 万円 |
| ⑨ | 令和元年 7 月 10 日 | 26 万 1,000 円 |
| ⑩ | 令和元年 12 月 10 日 | 31 万円 |
| ⑪ | 令和 2 年 7 月 10 日 | 26 万 1,000 円 |
| ⑫ | 令和 2 年 12 月 10 日 | 31 万円 |

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500523号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年9月1日から令和5年7月20日まで

私は、A社が就労移行支援事業を始めるということで誘いを受け、同社に入社することになり、請求期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得していたにもかかわらず、令和6年8月頃に、当該資格を遡って取り消す処理が行われた。

私がA社に勤務し、給与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与支払明細書等の資料を提出するので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間にA社において、被保険者として勤務していたことを示す資料として、
i) 令和3年9月1日付け雇用契約書、ii) 2023年〔令和5年〕5月1日付け労働条件通知書兼雇用契約書、iii) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票（請求者の同社における被保険者取得年月日は令和3年9月1日、及び離職年月日は令和5年7月20日と記録されている。）等、iv) 2022年〔令和4年〕4月1日から2023年〔令和5年〕7月31日までの期間に係るタイムカード、v) 2021年〔令和3年〕10月から同年12月までの給与支払明細書及び令和4年1月分から令和5年5月分までの給与明細書、vi) 令和4年4月15日分から令和5年5月15日分までの給与振込が確認できるB銀行C支店の預金取引明細表、並びにvii) 令和3年分及び令和4年分に係る給与所得の源泉徴収票を提出している。

- 2 商業登記の記録において、A社は、平成7年5月1日に会社設立し、労働者派遣事業法に基づく労働者派遣業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業等を目的とする法人である旨登記されていることが確認でき、同社における現在の代表取締役（平成30年6月28日就任、令和2年12月21日退任及び令和6年7月19日就任、以下「現事業主」という。）、請求期間当時の代表取締役（令和2年12月21日代表権付与及び令和6年7月19日退任、以下「元事業主」という。）及び二人の取締役（それぞれ令和3年4月25日就任）が確認できる。

また、オンライン記録において、A社は、平成7年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、令和6年11月15日に適用事業所でなくなっており、請求期間に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

- 3 D県の担当者は、A社が運営するE事業所の認可年月日（開設年月日）は、2022年〔令和4年〕4月1日である旨陳述している。

また、現事業主から提出された、事業者がA社と記載されたE事業所に係る一通の利用契約書をみると、契約期間の初日欄には令和5年2月1日である旨記載されており、現事業主から提出されたF連合会がE事業所に宛てた令和5年4月17日付けから同年10月2日付け

までの障害福祉サービス費等支払決定額通知書において、同年2月分から同年8月分までに係る障害福祉サービス費をB銀行C支店に送金する旨決定されている記載が確認できる。

- 4 オンライン記録において、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者期間は、当初、令和3年9月1日から令和5年7月21日までと記録されていたところ、日本年金機構が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（取消届）をみると、同社は、当該期間の厚生年金保険被保険者資格を取り消す旨の届出（令和6年8月21日付け日本年金機構G年金事務所（以下「G年金事務所」という。）受付）を行っており、同月29日付けで請求者の当該期間の被保険者資格に係る記録を取り消す訂正処理が行われたことが確認できる。
- 5 厚生年金保険法第28条の2第1項が定める厚生年金保険原簿に記載された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）の訂正の請求については、訂正請求に理由があると認める判断の基準として、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領（平成27年2月27日厚生労働大臣決定）（以下「訂正請求認定基準・要領」という。）が定められており、訂正請求認定基準・要領の第4章第1節第1の1で定める共通する審議〔被保険者資格要件〕において、「請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていたと判断できる場合」又は「請求者が請求期間において、被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる場合」に該当するか否かを判断することと規定している。

また、厚生年金保険法第9条は「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定している。そして「使用される者」とは、事業主との間に事実上の使用関係があれば足りるとされ、事実上の使用関係があるか否かの判断は、労務の提供の有無、報酬の支払関係、人事労務管理の有無等によって、具体的・実態的に判断されることとなり、この事実上の使用関係が認められない場合には、被保険者資格を有しているとはいえないとされている。

- 6 現事業主からG年金事務所に提出された、令和4年（*）第*号株主総会決議不存在確認請求事件の判決書において、H地方裁判所は、A社の令和2年12月21日付け株主総会における取締役（現事業主）解任決議及び令和3年4月25日付け株主総会における取締役選任決議が、それぞれ不存在である旨の判決を令和6年2月20日に言い渡していることが確認できる。

また、現事業主は、H地方裁判所の令和6年2月20日における判決後、I高等裁判所において同年7月19日に和解が成立し、当該和解に基づき自身がA社の代表取締役に就任した旨陳述しているところ、商業登記の記録において、同日に元事業主が代表取締役を辞任、現事業主が代表取締役に就任していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、令和3年12月16日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる元従業員13人に照会したところ、このうち一人から提出された、同社の同年10月15日付けお知らせ文書をみると、現事業主が代表取締役として発出している旨記載されている。

- 7 現事業主は、A社の主たる事業である労働者派遣事業は令和3年12月15日に終了し、その後、同社において、事業活動は行っておらず、売り上げもない旨陳述し、同社の取引口座である、J銀行K支店（当座預金）における取引明細表を提出しているところ、同明細表において、同年12月28日の法人からの入金記録を最後に、同月29日から令和6年6月26日までの期間に入金の記録は確認できない。

また、現事業主から提出された、A社の令和3年度（同年5月1日から令和4年4月30日までの期間）に係る決算書（損益計算書）において確認できる売上高からは、同社が運営していた労働者派遣事業以外の事業に係る売上高を確認又は推認することができない上、現事業主は、同社の令和4年度（同年5月1日から令和5年4月30日までの期間）以後の決算書は見当たらないとしている。

さらに、現事業主は、A社の主たる事業である労働者派遣事業を令和3年12月15日に終了した後、令和4年4月頃に、元事業主が本社事務所をL市からM市に移転させているようだが、何の事業を行っていたか、当時不明であった旨陳述している。

加えて、現事業主から提出された、A社（元事業主）代理人弁護士が現事業主代理人弁護士に宛てた令和6年6月11日付け（和解のための）連絡文書をみると、二人の取締役のうち一人（以下「元取締役」という。）が会社経営を担うことになり、令和3年2月に同人が就労移行支援事業参入を決定した旨、及び同社は令和4年8月から元事業主への報酬の支払をしなかった旨記載されているところ、元事業主は、元取締役から就労移行支援事業に参入する旨の話を聞いたが、同社において同事業は行っておらず、事業実態はなく、売り上げもなかった旨回答及び陳述している。

また、A社に係る保険料収納状況照会回答票（オンライン記録）及び滞納処分票において、同社は、令和4年3月分から令和5年10月分までの保険料を滞納していたことが確認できるところ、同滞納処分票をみると、令和4年8月18日付けで元取締役が事業主の個人資産で納付等をしてきたが底を尽き納付出来ない状況であると陳述している旨記載されている。

さらに、請求者から提出されたB銀行C支店の預金取引明細表において、A社からの令和5年5月15日の給料振込後の給料振込は確認できないところ、請求者は、同日後の給料は未払であった旨主張している。

加えて、現事業主から提出された前記3の資料（利用契約書及び障害福祉サービス費等支払決定額通知書）のほかに、請求期間におけるA社の就労移行支援事業に係る事業実態を確認又は推認できる資料は見当たらない。

- 8 現事業主から提出された、現事業主及び元事業主の令和3年5月分給料支払明細書（控）をみると、それぞれ「労働日数自4月16日至5月15日」と記載されており、元事業主の給料振込に係る利用明細をみると、令和3年5月31日に振り込まれている旨記録されているところ、現事業主は、A社における給与支払方法は15日締切、当月末日支払であった旨陳述している。

一方、請求者から提出された2021年〔令和3年〕12月の給与支払明細書をみると、「労働日数自2021年11月1日至2021年11月30日 22日」と記載され、令和4年1月分給与明細書をみると、「対象期間令和3年12月1日から令和3年12月31日」及び「支給日令和4年1月15日」と記載されているところ、元事業主は、A社における本来の給与支払方法は、15日締切、当月末日支払であったが、元取締役がそのことを知らず、独自で決めた月末日締切、翌月15日に支払っていた旨陳述している。

- 9 現事業主は、請求者を知らず、雇い入れもしていない旨陳述している。

また、元事業主は、請求者は元取締役が雇い入れたものと思われるが、A社において就労移行支援事業に係る事業実態はなく、請求者は同事業に係る仕事はしていない旨回答及び陳述している。

- 10 前記1及び3のとおり、請求者が請求期間においてA社に被保険者として勤務していたとする資料、及び同社がE事業所を運営したとする資料を、それぞれ確認することはできる。

しかしながら、前記6のとおり、H地方裁判所は、A社の令和2年12月21日付け株主総会における取締役解任決議及び令和3年4月25日付け株主総会における取締役選任決議が、それぞれ不存在である旨判決を言い渡しており、請求期間当時の同社における事実上の事業主は現事業主であり、同社において就労移行支援事業に参入する決定をした元取締役はその役職でなかったと判断できる上、前記7のとおり、同社が運営したとする就労移行支援事業の事業実態をうかがうことはできず、前記9のとおり、現事業主及び元事業主は請求者を雇い入れていない旨それぞれ陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社の事業主との間に事実上の使用関係があったとは認められず、当該期間

において、厚生年金保険の被保険者資格を有していたとはいえない。

したがって、前記4の請求者の請求期間に係る被保険者資格を取り消す訂正処理が不合理な処理であるとはいえず、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日を訂正することはできない。